

平成20年10月第1期推進委員会からの意見書(提言)に対する市の取組状況【平成26年1月版】

★=平成24年度、平成25年度以降にスタートした新たな取組

番号	提言の具体的な方策	市の取組	備考
提言1. 計画段階からの情報共有の推進			
1	予算折衝や施策方針の決定に関する会議や説明を積極的に情報発信する	(1) 予算編成の流れと公表の仕組みの構築 <ul style="list-style-type: none"> ・ 予算編成方針と予算編成の流れと仕組みを公表 ・ 「みんなにわかるまいばら予算」により予算をわかりやすく公表(自治会回覧) ・ 広報紙を利用した財政状況の説明 (2) 施策の計画的な情報発信 <ul style="list-style-type: none"> ・ 部局別重点目標の公表、達成状況の公表 	第7条 情報の共有 第13条 知る権利 第14条 情報の整備、公開および提供
2	計画段階から市民・利害関係者が、課題を共有し、優先順位を決定する仕組みをつくる	(1) 計画策定時に市民委員会設置など市民参画の機会を設ける <ul style="list-style-type: none"> ・ パブリックコメントの実施 ・ 公募委員制度の実施 ★ なでしこネット(米原市女性人材バンク)の実施/H25年度から(資料1) (2) 市民ニーズの把握 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民意識調査の公表と施策への反映(H20年度から実施)(資料2) 	第7条 情報の共有 第16条 まちづくりの関与
3	情報を中間で結びつけるつなぎ役をつくっていく	(1) 情報発信の工夫 <ul style="list-style-type: none"> ・ 伊吹山テレビによる、動画放送、文字放送(普及率76%) ★ 「伊吹山テレビOnline」による伊吹山テレビ文字放送のインターネット配信(資料3) ★ フェイスブックによる市政の情報発信 (2) 中間支援的存在の確立 <ul style="list-style-type: none"> ★ 市民団体との協働による情報紙の発行(まいスキッ!)(資料4) ・ 市民協働センター(仮称)の設置を検討 	第4条 役割分担および協働 第7条 情報の共有 第14条 情報の整備、公開および提供
4	予算要求書に自治基本条例の対応チェック項目を設ける	(1) 自治基本条例の理念に基づいた事業の計画 <ul style="list-style-type: none"> ・ 後期基本計画の策定に併せて様式を見直し、総合計画実施計画調書(兼予算概算要求)に「自治基本条例との関連」項目を設ける 	第11条 市の役割 第18条 まちづくりの姿勢
5	市議会・各種審議会等の運営は、提案する機能を強化する	(1) 審議会等で委員が自由に討議、提案できる仕組みづくり <ul style="list-style-type: none"> ・ 審議会等は基本的に会議公開となるように要綱整備段階で審査している ・ 会議での議論を充実するため、会議資料の事前配布を勧める 	第16条 まちづくりの関与

平成20年10月第1期推進委員会からの意見書(提言)に対する市の取組状況【平成26年1月版】

★=平成24年度、平成25年度以降にスタートした新たな取組

番号	提言の具体的な方策	市の取組	備考
提言2. 協働の実現に向けた基盤整備			
1	市民活動の立ち上がりを支援するため、支援策として市民・事業者等・市などが参加する協働型の研修などを提供する	<p>(1)市民活動を支援する仕組みをつくる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地域創造支援事業」における申請団体に対し、創造会議から活動の助言を行う ・まちづくりを学び、リーダーを育成するルッチ大学の開講 ・まなびサポーターによる出前講座 <p>(2)協働型研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員研修計画に「協働現場研修」を盛り込み、毎年実施 ・市民・事業者・行政を対象とした講演会や研修の実施 	第4条 役割分担および協働 第18条 まちづくりの姿勢
2	既存の事業を市民が取り組みやすい協働型に転換するために、事業の見直しとモデルケースづくりを進める	<p>(1)市民団体と行政を結びつける仕組み作り</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の活動団体を紹介する「プロフィール集」の作成 ・「まちづくり通信」の発行による情報提供 ★ ルッチまちづくりネットとの協働によるまちづくり交流事業の実施(資料5) <p>(2)既存事業の協働型への転換</p> <ul style="list-style-type: none"> ★ まいばら協働事業提案制度による採択事業の協働実施と事業報告会の実施、評価(資料6) <p>(3)具体的事業の協働モデルケース化</p> <ul style="list-style-type: none"> ★ まいばら協働事業提案制度による協働事業の実施(資料6) 	第4条 役割分担および協働 第8条 市民の役割 第11条 市の役割 第12条 協働 第16条 まちづくりの関与 第24条 市民自治組織
3	協働型活動を支援するための、地域に根付いた組織を立ち上げる	<p>(1)中間支援機能としての「地域創造会議」の活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域創造会議による地域創造支援事業の審査、助言(資料7) ・地域創造支援事業の周知と助成団体の活動報告のため、市内の団体の交流会に参画する <p>(2)中間支援団体の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ★ ルッチまちづくりネットとの協働によるまちづくり交流事業の実施(資料5) 	第4条 役割分担および協働 第8条 市民の役割 第11条 市の役割 第12条 協働 第16条 まちづくりの関与 第24条 市民自治組織
4	携帯電話等で情報を共有する市民互助の「お助け協力ネットワーク」の仕組み(有償の新しい仕組みを検討)を検討する	<p>(1)ニーズの把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安心・安全メール配信システムを実施中(登録制により選択した項目の情報がメールによって配信される) 	第7条 情報の共有

平成20年10月第1期推進委員会からの意見書(提言)に対する市の取組状況【平成26年1月版】

★=平成24年度、平成25年度以降にスタートした新たな取組

番号	提言の具体的な方策	市の取組	備考
提言3. 地域社会の持続的発展のための縦割りを越えた分野横断的志向の確立			
1	分野横断的なアプローチによる持続的発展のための条例づくりの検討を行う	(1)水源の里まいばら元気みらい条例の推進(資料8) ・水源の里まいばら元気みらい条例に基づく重点施策対策地域への持続的発展のための分野横断的な支援体制づくりを行う ・みらいづくり隊の派遣 ・集落支援職員(29人、5チーム)により5つの課題に対する事業提案 (2)持続的発展のための条例づくり ・子ども条例の検討(策定委員会と職員ワーキング)	第5条 持続的発展 第18条 まちづくりの姿勢
2	分野横断的なアプローチによる効率的な財政運営を行う	(1)横断的な組織の構築 ・新規事業や事業見直しの検討段階で分野横断的なメンバーによるプロジェクトチームを設置する ・自治基本条例検討推進チームによる庁内横断的な推進	第18条 まちづくりの姿勢
3	これらを可能とする市民・事業者側からの部局横断的提案の制度をつくる	(1)市民提案制度の構築 ★ まいばら協働事業提案制度の新設(資料6)	第16条 まちづくりの関与 第18条 まちづくりの姿勢
提言4. 協働指針・市民版総合計画の策定			
1	市民との協働による協働指針の策定	(1)自治基本条例の理念と協働について職員意識の向上 ・自治基本条例推進検討チームとしての職員研修の実施 ・職員研修として協働現場研修を実施し、活動団体の事業紹介も兼ねた報告書を作成。 ★ 職員版協働の手引の作成(平成25年度 策定中) (2)「協働の指針」の策定 ・各種団体あてに「市民活動・協働に関するアンケート」を実施し、定期的な状況調査を行う。	第4条 役割分担および協働 第8条 市民の役割 第11条 市の役割 第12条 協働 第18条 まちづくりの姿勢
2	市民との協働による市民版総合計画の策定	(1)市民版総合計画の策定 ・後期基本計画を市民による審議会により策定 ・後期総合計画に市民の取組を記載	第8条 市民の役割 第11条 市の役割 第12条 協働 第16条 まちづくりの関与

平成20年10月第1期推進委員会からの意見書(提言)に対する市の取組状況【平成26年1月版】

★=平成24年度、平成25年度以降にスタートした新たな取組

番号	提言の具体的な方策	市の取組	備考
提言5. 市民の自主性を育むための補助金の見直しと奨励制度の整備			
1	市民、事業者等、行政がともに補助金のあり方や枠組みを検討する場を設置する	(1)「地域創造会議」による「地域創造支援補助金」の活用 ・地域創造会議での「地域創造支援補助金」を活用した補助事業の検証 ・地域創造会議により、各地域の地域創造支援制度を検証し、補助要綱の一部を修正 (2)市単独補助金を検証するしくみづくり ・市単独補助金の見直しと公表	第8条 市民の役割 第9条 事業者の役割 第10条 団体等および市民自治組織の役割 第11条 市の役割 第16条 まちづくりの関与 第18条 まちづくりの姿勢
2	現行補助金も含めて、市民、事業者等、行政が共に検証評価できる仕組みを整備する	・補助金評価シートにより、市単独補助金について指針に基づき見直し ・「みんなにわかるまいばら予算」で補助金ごとに金額を公表	
3	補助金制度の中に優良事例(グッドプラクティス)の奨励制度(インセンティブ)を取り込んでいく	(1)優良事例を評価する基準や仕組みづくり ・「地域創造支援補助金」申請事業を「地域創造会議」で審査 ★「協働事業提案制度」を市民による審査会で審査 ★「協働事業提案制度」の事例発表を公開により実施、評価	第18条 まちづくりの姿勢
提言6. 協働型社会に向けた市民・事業者等・市の意識改革の推進			
1	自治基本条例にかかる官民協働研修の実施	(1)官民協働の研修を実施する ・職員研修実施計画に協働型研修を組み込む ・自治基本条例の周知も目的とした、協働現場研修を実施 (2)職員のモチベーション向上の仕掛けづくり ・「米原市職員のサービスの宣誓に関する条例」の改定により、宣誓文に自治基本条例の遵守を追加 ・自治基本条例の理念を盛り込んだ、人材育成基本方針の改定(H22) ・職員アンケートにおいて希望の多かった研修を職員研修に採用 ★ 地域担当職員制度の新設(資料9)	第4条 役割分担および協働 第12条 協働 第18条 まちづくりの姿勢
2	自治基本条例大賞の創設	(1)自治功労者表彰まちづくり部門 ・まちづくり表彰制度を創設し、市内で活躍する個人、団体、事業者を表彰(5年に1度)	第5条 持続的発展 第18条 まちづくりの姿勢
3	市民投票条例の創設		第17条 市民投票